

真の働き方改革の実現を求める決議

安倍内閣が「同一労働同一賃金の実現」「長時間労働の是正」「柔軟な働き方がしやすい環境整備」を謳った「働き方改革関連法」が2019年4月から順次施行されています。

残業代ゼロ制度(高度プロフェッショナル制度)は、通常残業、深夜残業、休日残業の労働時間の規制をなくし、48日間24時間連続労働を命じても違法にはならない、長時間労働・過労死を促進するというものです。同制度の導入は労使委員会で決定しなければならず、労働者が反対すれば導入はできません。労使委員会で決定しても、本人同意がないと導入できないし、いったん同意しても撤回できる条項も盛り込まれました。全労連も連合も、使用者から提案されても拒否して導入させない方針を決めています。

労働時間は週40時間1日8時間が原則です。法定労働時間を超える残業については36協定の締結と労働基準監督署への届出が必要です。時間外労働の上限(「限度時間」)は、月45時間・年360時間と規制されています。臨時的な特別の事情がなければ「限度時間」を超えることは出来ません。「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など、恒常的な長時間労働を招く恐れがあるものは認められないことや、月45時間を超えることができるのは、年間6カ月までとなっていることが指針に明記されています。安易な「特別条項」(単月100時間未満、2~6カ月の各期間平均で月80時間以下)を認めないようにしましょう。

また、やむを得ず深夜に及ぶ時間外労働が発生した場合の健康確保措置として、11時間以上の勤務間インターバル制度の協定化を進め、働く人の十分な生活時間や睡眠時間を確保しましょう。

均等待遇・格差是正を口実にした正社員の労働条件引き下げは、改正法の趣旨に反し不利益変更となるもので断固拒否します。

36協定をはじめとする労働協約の締結に向けたたたかいを重視し、時間外労働と休日労働、年次有給休暇、フレックスタイム制度、高度プロフェッショナル制度、正規とパート・有期・派遣労働者との間の均等・均衡待遇等、働き方に関する多くのルールが変わる中、たたかいで勝ち取った使える規定は大いに活用し、悪法については職場に絶対にいれさせず、制度廃止へと追い込む運動を広げることが課題となります。

安倍内閣が固執し、財界が最も重要と考えている裁量労働制の対象拡大、解雇自由へとつながり労働組合の弱体化を狙った解雇の金銭解決制度、労働法制による保護を受けさせない「雇用されない働き方(請負・業務委託)」の拡大等に対して待ったをかける運動を進めていくことが重要になっています。

大幅賃上げ・底上げ、ハラスメント根絶、非正規の無期転換実現・直雇用確保など、働く権利と基本的人権を守り、発展させ、人生設計が可能な働き方を実現させるため運動を進めることが大事になっています。

私たち金融労連は、安倍内閣の『働き方改革』の狙いとその本質を多くの労働者に宣伝し、国民や働く仲間と連帯して、8時間働けば人間らしく暮らせる「真の働き方改革」の実現を目指します。

以上、決議する。

2020年1月26日
全国金融労働組合連合会
第14回中央委員会